

【わいせつ行為・セクハラ等】

- ① 電子メール・SNS、スマートフォン使用の禁止事項
 - ・私的な電子メールやSNSを使って生徒へ連絡すること。
 - ・生徒との間でSNSのIDやアカウント、携帯電話番号やメールアドレスを伝え合うこと。
 - ・個人のスマホ等を必要のないときに校内で持ち歩くこと。
- ② 教育相談(個別の学習指導等を含む)体制の確認
 - ・教育相談等は、複数とし、組織的体制で対応する。
 - ・教育相談等は、校内で行う。やむを得ず校外で行う場合は、保護者の同意と管理職の許可を得る。
- ③ 職員の自家用車への生徒の同乗禁止
 - ・人命にかかわる救急業務等以外、生徒を自家用車に同乗させることは禁止する。
 - ・やむを得ず生徒を自家用車に同乗させる場合は、保護者の同意と管理職の許可を得る。
- ④ 生徒の発達段階に応じた距離感を保ち、不必要な身体接触等の誤解を招く行為はしない。
- ⑤ 校内研修を行い、教職員の使命感及びモラルを向上させる。
- ⑥ 教職員一人一人が、日常の言動について気軽に注意し合えるような雰囲気や人間関係を醸成する。

【個人情報の取り扱い】

- ① コンピュータの校外への持ち出しは禁止。
 - ② 個人情報を含む電子データは、教職員の自宅等、私的空間への持ち出しは原則禁止する。生徒・保護者に公開する範囲の個人情報については、外部記憶媒体のセキュリティを満たし、かつ管理職の許可がある場合、記録簿に記入し、持ち出すことができる。
- ※ 井原市立学校情報セキュリティポリシーを遵守する。

【公金等の不正処理】

- ① 現金を扱う場合は、管理に十分留意する。
- ② 井原市学校徴収金等取扱マニュアルに従って適正な管理を行う。
- ③ 定期的(各学期末)に、公金の執行状況及び諸帳簿等を点検する。特に、会計を担当した職員の異動時には、必ず引継と点検をする。
- ④ 汚損、書き間違い等を理由に再度払い出し書に押捺する場合は、不要になった払い出し書も提出する。
- ⑤ 適正な手続きにより、納入業者を選定する。

【相談窓口】

- | | |
|-------------------|-----------|
| ① 学校(どの職員でも対応します) | ☎ 62-0314 |
| ② 井原市教育相談室 | ☎ 62-8090 |